

# ひとり親家庭等への家賃の補助を行っています

—富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金—

ひとり親等<sup>※1</sup>の世帯が、「公共交通沿線居住推進補助対象地区」<sup>※2</sup>の民間賃貸住宅へ転入または転居された場合に、家賃の補助を行っています。

なお、「まちなか」<sup>※2</sup>へ転入又は転居する場合は、「富山市まちなか住宅家賃助成事業」にて補助を行っています。

## 主な補助要件

- ・ひとり親等であること。
- ・「まちなか」または「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外から、「公共交通沿線居住推進補助対象地区」内の民間賃貸住宅へ転居又は転入された方であること。
- ・世帯の合計所得月額が44万5千円以下であること。  
(所得・課税証明書または非課税証明書の所得金額計から確認してください。)
- ・自己の居住用として契約し、居住していること。(自己名義での契約に限ります。)

## 補助月額と交付期間

補助金の金額は、毎月の契約家賃から勤務先から支給される住宅手当を差し引いた額(千円未満切捨)です。ただし、限度額は月額1万円です。

「公共交通沿線居住推進補助対象地区」に転居または転入されてから最長3年間、補助を受けることができます。

## 提出先

富山市役所居住対策課に申請書を提出してください。  
申請書の様式や詳しい内容は、富山市ホームページをご覧ください。  
(市ホームページから「ひとり親家賃」で検索できます)

※1 「ひとり親等」とは、児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格認定者又は富山市ひとり親家庭等医療費助成の受給資格認定を受けている方とします。

※2 鉄軌道の駅や運行頻度の高いバス路線のバス停の周辺の地区を「公共交通沿線居住推進補助対象地区」、市中心部の都心地区を「まちなか」と指定しています。それぞれの地区は、富山市ホームページ「インフォマップとやま」でご確認ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先) 富山市役所 活力都市創造部 居住対策課 (6階東館)

☎ 076-443-2112